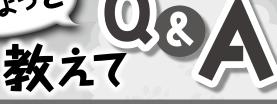
組合稅務相談室



Question

貸倒損失

税理士 山本 善通 氏

当組合は、設立以来、共同購買事業を実施してきましたが、当該事業に係る未収入金が組合員に対して発生しています。当該組合員は2年前に脱退していますが、残高について貸倒損失を計上したいと思います。貸倒処理の概要について教えてください。



【概要】

法人の有する金銭債権について、貸倒損失の計上が認められるための事実とその対象となる金額および損金算入時期は次のとおりです。

〈金銭債権が切り捨てられた場合〉(法律上の貸倒れ)

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- 1 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額
- 2 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定および行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額
- 3 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

〈金銭の全額が回収不能となった場合〉(事実上の貸倒れ)

債務者の資産状況、資産能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

〈一定期間取引停止後弁済がない場合等〉(形式上の貸倒れ)

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権(貸付金などは含みません。)について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理することができます。

1 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき (ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。)

なお、不動産取引のように、たまたま取引を行った債務者に対する売掛債権については、この取扱いの 適用はありません。

2 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

【組合の対応について】

貸倒損失の計上が認められるのは上記の場合が考えられますが、〈一定期間取引停止後弁済がない場合等〉に該当すれば、備忘価額を残して損金経理できるものと考えられます。